

<領事関係手数料の改定について>

平成22年3月24日
在フィリピン日本国大使館
在マニラ日本国総領事館

平成22年(2010年)4月1日より領事関係手数料が変更され、平成23年(2011年)3月31日まで適用されます。
為替の関係で現行より料金が上がりますので、ご留意下さい。

*主な料金は次の通りです。

1. 旅券関係

○新規・切替旅券

- ・ 10年用..... 8, 100ペソ
- ・ 5年用..... 5, 600ペソ
- ・ 5年用(12歳未満)..... 3, 000ペソ

- 旅券記載事項の訂正..... 500ペソ
- 旅券査証欄の増補..... 1, 300ペソ
- 帰国のための渡航書..... 1, 300ペソ

2. 証明関係

- 婚姻要件具備証明書..... 600ペソ
- 婚姻・出生・離婚証明書..... 600ペソ
- 在留証明書..... 600ペソ
- 署名証明 個人のもの..... 850ペソ
- 印章証明 官公署に係るもの..... 2, 300ペソ
- 日本の運転免許証の翻訳..... 1, 050ペソ
- 遺骨証明書..... 1, 250ペソ

3. 査証関係(フィリピン国籍者の短期滞在査証は無料です)

- 一般入国査証..... 1, 500ペソ
- 数次入国査証..... 3, 000ペソ
- 通過入国査証..... 350ペソ
- 再入国許可延長..... 1, 500ペソ

新料金は、申請日が4月1日以降の場合に適用されます。